

浜っ子こども園民営化に伴う施設整備および運営事業者募集要項

1 事業の趣旨と概要

小浜市の保育園は、地域に根付いた保育場所としてすべての地区に設置され、心も体も健やかで、豊かな感性を持つおばまっ子を育む場所として、日々の保育に取り組んできました。近年は少子化や核家族化が進展するとともに、保護者の就労形態等も変化してきており、多様な保育ニーズに対応した様々なサービスを提供できる保育園が求められています。

このような状況の中、子どもたちに最善な保育環境を等しく確保し、多様な保育ニーズにも対応するため、平成 19 年 11 月に「小浜市立保育園統廃合および民営化計画」を策定し、平成 22 年度に今富第一保育園と今富第二保育園を統合し、現在の「そらのとりこども園」として民営で開園し、平成 23 年度には田島保育園と内外海児童センターを統合し「内外海保育園」として開園しました。平成 23 年 12 月には計画の見直しを行い、平成 25 年に小浜第一保育園と小浜第二保育園を統合し、小浜幼稚園とも連携した「浜っ子こども園」を開園し、前期計画が完了しました。また、後期計画においては、平成 27 年 4 月に雲浜保育園と西津保育園を統合し「やまなみ保育園」を民営で開園いたしました。

令和 7 年 3 月には、保育園等の在園児保護者や地区関係者等と、本市が考える集団活動の中で育まれる子どもの姿や、子どもたちにとって最善な保育環境を早期に整えるための意見交換会を行い、いただいた意見を反映した小浜市立保育園統廃合および民営化計画（後期第 4 期）を策定しました。

この計画に基づき、令和 11 年度末までの計画期間中に「浜っ子こども園」の民営化に取り組み、民間による施設整備、およびその運営を行う事業者（以下「運営事業者」という。）の募集を行います。

2 対象施設

幼保連携型認定こども園

名 称	小浜市浜っ子こども園
利 用 定 員	120 名（1 号定員 15 名、2 号および 3 号定員 105 名）
住 所	小浜市川崎一丁目 4-3
構 造	鉄筋コンクリート平屋建
建物延面積	1,363.1 m ² （敷地面積 4,338.4 m ² ）
建築年月日	昭和 59 年 3 月 平成 24 年 8 月 園舎改修工事

3 募集内容

- (1) 施 設 類 型 幼保連携型認定こども園
- (2) 施 設 規 模 施設の認可定員は 90 人以上 120 人以下とし、0 歳児（産休明け）から 5 歳児までを受け入れること。1 号定員を 15 人とする。定員構成については、最終的に市と協議の上決定する。
- (3) 開園日(予定) 令和 11 年(2029 年)4 月 1 日（日）

4 事業（施設整備）の前提

- (1) 施設整備は、小浜市川崎一丁目 4-3 浜っ子こども園の敷地（面積 4,338.4 m²）（以下「予定地」という。）内とし、園舎は現園庭部分（1,658.9 m²）に整備する。予定地は、小浜市の所有地であり、市は運営事業者と予定地に関する使用賃借契約を締結し、無償貸与する。
- (2) 施設整備は運営事業者が行い、就学前教育・保育施設整備交付金等（以下「国交付金等」という。）の交付による補助を受けることができる。補助を受ける場合の施設整備および園舎附属の設備等にかかる諸費用ならびに実施設計にかかる費用については、次の内容で見込むこと。

補助上限額 ※1 (利用定員 120 人 1 号 15 人を含む)	積算内容
379,004 千円 【補助対象経費 505,338 千円×3/4 ※2】 (国・市補助分)	本体工事費、特殊附帯工事、 設計料加算等 ※3

※1 補助上限額は、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱の現時点（令和 8 年 4 月改正）での補助金単価から算定しており、確定額ではない。また、定員数等整備内容により補助金単価が異なることに留意（379,004 千円〔定員 120 名〕～337,113 千円〔定員 90 名〕）。

※2 補助対象となる経費の 3/4 が補助上限額に満たない場合は、補助対象となる経費の 3/4 が補助金額となる。なお、国要綱等の改正に伴い、負担割合等が変更となる場合がある。

※3①園庭整備、外構工事に要する費用は国補助対象経費外となることに留意。

②国補助金の内示後に事業着手すること。なお複数年度にわたる事業の場合は、実施設計と同一年度に工事に着手すること。

③事業着手や入札の手続等は、市が行う契約手続きの取扱いに準拠すること。

なお、工事・設計・施工管理を一括で契約する方法（いわゆるデザインビルド方式）も可能とする。

④「特殊附帯工事」には、樹木、アスレチック遊具、築山、給排水・電気工事（屋外教育環境整備に付随するもの）等が含まれる（「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて（こども家庭庁成育局長通知）」に基づく）。

- (3) 施設整備後の現園舎については、小浜市が解体撤去を行う。
- (4) 4(2)の国補助対象経費の運営事業者負担分 1/4 および国補助対象外の園庭・外構経費については、実支出額から交付金を差し引いた額を助成する。ただし一般的な園庭遊具（ブランコ、スベリ台等）、園児および職員のデスク・テーブル・イスを含む事務用品に係る諸費用については、運営事業者の負担とする。
- (5) 上記補助および助成は、議会での予算承認の議決を得た場合に交付するものとする。

5 応募資格

- (1) 公募の公告の日現在、小浜市内に営業所、事業所または事務所を 5 年以上有する社会福祉法人、医療法人、学校法人、NPO 法人であって、保育所等を運営していること。

- (2) 施設整備において国交付金等を活用する場合、社会福祉法人・学校法人以外の者は、運営事業者として決定後、補助事業交付決定までに社会福祉法人・学校法人の設立ができること。
- (3) 運営事業者（法人およびその代表者）が納期の到来している国税、県税、市税を完納していること。
- (4) 施設整備および新園運営のために、自己資金等の確保ができること。
- (5) 新園運営にあたって、本市の保育理念を理解し、新園の運営理念や保育方針等を明示できること。
- (6) 以下の特別保育を実施できること。
 - ①0 歳児保育
 - ②延長保育
 - ③医療的ケア児の受け入れ
 - ④一時預かり
 - ⑤地域子育て支援拠点

6 応募にあたっての留意事項

- (1) 施設整備関係
 - ①建設した建物は運営事業者の基本財産とする。
 - ②建物および設備については、建築基準法をはじめとする関係法令および通知等を遵守すること。
 - ③園庭は同一敷地内に設置すること。
 - ④送迎用の駐車スペースを同一敷地内に確保すること。
 - ⑤運営事業者が新規認定こども園の認可をとること。
- (2) 運営関係
 - ①運営について、「小浜市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業ならびに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」等の関係法令および通知等を遵守し、運営事業者自らが運営すること。
 - ②月曜日から金曜日は午前 7 時 30 分から午後 7 時まで、土曜日は午前 7 時 30 分から午後 5 時 30 分まで開所すること。
 - ③主食費および副食費等をはじめとする保護者による実費負担になるものについては、現浜っ子こども園より大幅に負担が増加しないようにすること。
 - ④「5 応募資格」(6)の特別保育以外の保育サービスについて、市から要請した場合、実施できる計画が望ましい。

7 民営化に向けた準備・民営化後の配慮

- (1) 運営事業者決定後、市と運営事業者は、提案内容を確実に履行することを約する基本協定を締結する。
- (2) 無償貸与する予定地は、原則として当該施設整備の目的以外に使用することはできない。ただし当該施設整備以外の用途でも使用することが予定されており、公益事業の用に供すると認められる場合は、その限りではなく、別途協議の上決定する。
- (3) 円滑な移行に向けて、市は移行計画を策定し、移行のための準備期間を十分確保する。

- (4) 運営事業者は、保育士等の職員が入れ替わることによる子どもと保護者の不安を最小限にするため、新園開園の概ね1年程度前から引継ぎ保育と共同保育を実施すること。
また、現に勤務している市の会計年度任用職員の保育士等が希望する場合、運営事業者において雇用するよう最大限努力すること。
- (5) 運営事業者は、運営事業者決定後、保護者、運営事業者、市で構成する三者協議会を設置し、保育内容等について協議を行うこと。
- (6) 運営事業者は、児童福祉法をはじめとする関係法令および通知等を遵守するとともに、安定した質の高い保育サービスを提供すること。
- (7) 施設整備および運営を円滑に進めるため、運営事業者は市および保護者ならびに周辺地域の住民とも協議を行い、聴取した意見については、誠実に対応すること。
- (8) 市は、移行後も三者協議会を通じ、定期的に保育内容等を確認する。
- (9) 移行後の園運営や保育内容については、市が責任を持って調査、指導、是正、勧告を行う。

8 選考方法

- (1) 書類および面接審査を行い、運営事業者を決定する。
- (2) 選考にあたり、市は応募者からの提案を書類および面接によって審査する小浜市立保育園等民営化法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (3) 運営事業者は、選定委員会の審査結果等を受け、市が総合的に判断し決定する。
- (4) 選定委員会での審査の内容については非公表とする。
- (5) 審査の結果、市が求める水準を満たさない場合や合致しないと判断した場合は、運営事業者を決定せず、再度募集を行う場合がある。

9 書類審査

別紙3を参照すること。

ただし、市または選定委員会が必要と判断した場合は追加書類の提出を求めることがある。

10 面接審査

別紙5に掲げる事項について、提出書類をもとにヒアリングを行う。

ただし、市または選定委員会が必要と判断した場合は記載事項以外についてもヒアリングを行うことがある。なお、審査時間は1事業者あたり1時間程度とする。

選定にあたっては、以下の提案を求める。

- (1) 施設整備計画
施設の概要、竣工までのスケジュールおよび施設整備費用の概算額を提示すること。
また、施設整備期間中の近隣住民および保育への配慮についての考え方を示すこと。
- (2) 設計に関する考え方
以下について示すこと。
 - ①運営事業者の基本理念、保育方針に基づいた設計コンセプト
 - ②基本設計
 - ③実施設計と施工監理の概算額およびそれぞれの見積書

(3) 運営理念

社会福祉施設として、子どもの最善の利益を保障するとともに、地域の福祉資源としての役割を果たしていくにあたっての、事業者としての運営理念を示すこと。

(4) 保育に関する理念・方針等

子どもの健全な発達を保障しつつ、安定した質の高い保育サービスを提供するための理念・方針等を、具体的な目標、方法、環境設定等の考え方とともに示すこと。

(5) 職員配置等

児童福祉施設最低基準に示される職員配置および運営費補助金要綱等に定める職員加配を基準として、新園の利用定員に応じた職員配置を具体的に示すこと。また、開園後の職員採用計画・方針について示すこと。

(6) 特別保育の実施方針

前記「5 応募資格」(6)に掲げる特別保育を実施するにあたっての、具体的な方針、特色、留意点を示すこと。

(7) 家庭、医療機関等との連携

子どもの生活、健康管理、事故発生時の対応等について、家庭との連絡や医療・福祉関係機関等との連携に関する具体的な取組みの考え方を示すこと。

(8) 事故防止、災害対策、安全対策、性暴力防止

衛生管理および園内での事故防止や災害・不審者等への対応、交通安全、防犯対策に備えての組織づくりや訓練の実施、職員等による子どもへの性暴力の防止について、具体的な取組みの考え方を示すこと。

(9) 虐待等への対応

虐待の防止および発生時の適切な対応をどう行うか、また保育士等による不適切な保育等の未然防止および発生時の適切な対応をどう行うかについて、具体的な取組みの考え方を示すこと。

(10) 食事に関する考え方

子どもの健全な発達を考慮した給食や補食等の提供、食物アレルギーへの対応、食育への具体的な取組みの考え方や留意点を示すこと。

(11) 苦情対応の体制

保護者等からの苦情に適切に対応するための体制づくりについて、具体的な取組みの考え方を示すこと。

(12) 地域との交流

地域に根ざす福祉資源として、地域との交流をどのように行っていくか、具体的な取組みの考え方を示すこと。

(13) 職員の研修

職員の資質向上を図るための具体的な研修計画を示すこと。

(14) 職場環境の改善

カスタマーハラスメント対策等、職場環境の改善に関する取組みの考え方について示すこと。

(15) その他

前記「5 応募資格」(6)に掲げる特別保育以外に、取り組める保育内容、子育て支援サービス等の提供があれば提示すること。

1 1 スケジュール

- (1) 募集要項の配布・・・・・・・・・・・・・・・・令和 8 年 8 月 10 日 (月)
- (2) 応募申込意思確認書提出期限・・・・・・・・令和 8 年 8 月 28 日 (金)
- (3) 質問の受付期限・・・・・・・・・・・・・・・・令和 8 年 10 月 9 日 (金)
- (4) 応募書類提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・令和 8 年 12 月 18 日 (金)
- (5) 書類審査・・・・・・・・・・・・・・・・令和 9 年 1 月
- (6) 面接審査・・・・・・・・・・・・・・・・令和 9 年 2 月
- (7) 運営事業者決定・公表・・・・・・・・・・令和 9 年 3 月
- (8) 国補助事業決定内示・・・・・・・・・・令和 9 年 4 月
- (9) 設計監理・補助金申請・入札・契約・・・・・・・・令和 9 年 4 月～5 月
- (10) 工事着工・・・・・・・・・・・・・・・・令和 10 年 3 月
- (11) 施設開園・・・・・・・・・・・・・・・・令和 11 年 4 月 1 日 (日)

1 2 運営事業者の公表

- (1) 運営事業者決定後、市は決定した運営事業者の名称およびその提案の概要を公表する。
なお、決定した運営事業者以外の情報等については、非公表とする。
- (2) 提出された書類は、運営事業者の決定および 1 4 (1) で掲げるもの以外には使用しない。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
なお、書類は市が保管し、保存期間経過後に破棄する。

1 3 応募手続き

- (1) 応募申込意思確認書の提出
応募申込の意思確認のため、指定期日までに応募意思確認書を提出すること。
なお、指定期日までに提出がない場合は応募申込することはできない。
 - ①提出書類 応募意思確認書 (別紙 1)
 - ②提出期限 令和 8 年 8 月 28 日 (金) 17 時まで
 - ③提出方法 電子メール (kodomomirai@city.obama.lg.jp)、持参または郵送
 - ④提出先 小浜市 生活福祉部 子育て応援課
(小浜市南川町 4-31 小浜市健康管理センター内 2 番窓口)
- (2) 応募書類の提出
 - ①提出書類
別紙 3 に記載の書類を所定の様式または任意の様式で作成すること。
 - ②提出期限
令和 8 年 12 月 18 日 (金) 17 時まで 郵送の場合は当日消印有効
 - ③提出方法
 - ・紙ファイル等に綴じて提出すること。(製本の必要はない。)
 - ・提出書類を綴じる順番は、別紙 3 の順とし、それぞれの先頭の書類の右側に提出書類番号のインデックスを貼付すること。
 - ・該当書類が無い場合は欠番とすること。
 - ・書類は A4 サイズを基本とし、A3 サイズになる場合は折り畳んでおくこと。
 - ・提出書類は両面コピー可とする。

④提出部数

15 部（1 部は原本または原本証明とし、残りは写しでよい。）

⑤提出先

小浜市 生活福祉部 子育て応援課（小浜市健康管理センター内 2 番窓口）

〒917-0075 小浜市南川町 4-31

TEL 0770-64-6128 平日 8 時 30 分～17 時まで（土・日は除く）

1 4 注意事項等

- (1) 市は決定した運営事業者の公表等の際して必要となる場合は、応募申込書類等の内容を、無償で任意に使用できるものとする。ただし、個人に関する情報は除く。
- (2) 応募にあたり必要な諸経費は、すべて応募事業者の負担とする。
- (3) 応募に関する質問および回答は電子メールで行う。下記問い合わせ先のメールアドレスあてに任意の様式にて質問すること。質問事項と回答については、全応募者に通知する。

1 5 問い合わせ先

小浜市 生活福祉部 子育て応援課（担当：宮本）

（小浜市南川町 4-31 小浜市健康管理センター内 2 番窓口）

〒917-0075 小浜市南川町 4-31

TEL 0770-64-6128 平日 8 時 30 分～17 時まで（土・日は除く）

E-mail kodomomirai@city.obama.lg.jp